

令和5年9月15日

施設開放事業  
利用団体 各位

上尾かしの木特別支援学校  
施設開放担当 茂木（もぎ）

照明料に係る納入通知書のインボイス制度への対応について

来月10月1日から制度が開始されますことに伴い、**毎月の納入通知書にインボイス情報の記載を希望する団体は、事前にお申し出くださいますよう、**お願い致します。

(以下、埼玉県HPから)

埼玉県（一般会計）では、原則、消費税を申告する際に仕入れ税額控除を受ける必要がある場合に**適格請求書（インボイス）を交付することとします。**

課税取引の内容により、県が発行した納入通知書や領収書だけではインボイスの要件を満たすことができない場合は、これに関連する文書として契約書や協定書、許可書、通知及び送付文等（以下「納入通知書等」という。）を組み合わせで交付します。

仕入税額控除を行う必要がある場合は、事前<sup>に</sup>納入通知書等を発行する課所へ**インボイスの交付をお求めください。**

※インボイスは、適用税率や消費税額等を納入通知書等に記載するものです。基本的には税制の話なので、多くの団体様には影響のないことかと推察いたしますが、念のためご案内しております。ご了承ください。

電話 048-776-4601

mail mogi.shinji@pref.saitama.lg.jp